

静岡県子育て支援実践交流会実施業務委託仕様書

1 業務の内容

(1) 子育て支援実践交流会の企画・運営

地域に応じた子育て支援の課題解決に取り組むため、子育て支援活動を行う地域団体、子育て支援団体、企業、行政等（以下「団体等」という。）が、意見・情報の交換、日ごろの活動成果の発表や活動上の課題の検討など行う機会（以下「子育て支援実践交流会」という。）を設けること。

ア 対象

子育て支援活動を行う地域団体、子育て支援団体、企業や行政機関等

イ 実施場所及び実施回数

次のいずれかの場所において、1回以上を実施すること。

静岡市、浜松市、三島市、島田市、富士市、掛川市、下田市

ウ 実施時期

平成25年11月上旬までに実施すること。

エ 内容

意見・情報交換、活動事例の発表、テーマ別研修、講演等

※交流会は、参加者の意見・情報交換を十分に行えるものとする。

オ テーマ

エの内容に、次のテーマを必ず取り入れること。

・市町、保育所や地域子育て支援拠点などと子育て支援団体との連携

カ 企画・運営

- ・子育て支援実践交流会の計画策定、会場予約、講師等依頼、募集告知、会場設営等の事前準備及び会の総括、司会、受付、会場保守、講師対応、託児、写真撮影等の当日運営に係る一切を行うこと。
- ・運営は、入場者の安全を確保できる人員体制とすること。

(2) 団体等の協力・連携関係の構築に向けた取組

(1)の交流会に参加した団体等を中心に、団体等が相互に他団体の活動への積極的な協力や活動情報の交換などを行う協力・連携関係（以下「団体等の協力・連携関係」という。）の構築に取り組む。

ア 各々の得意とする活動をアピールして連携に繋げるため、団体等の連絡先、得意とする活動内容等に関する情報をまとめ、市町、保育所や地域子育て支援拠点などに発信すること。

イ 団体等の協力・連携関係を構築するためのその他具体的な取組を行うこと。

(3) 県が主催する「ふじさんっこ応援フェスタ（仮称）」において、団体等の協力・連携関係の構築に向けた取組について発表すること。

2 その他

本仕様書に定めがない事項については、県と受託者が協議のうえ決定する。

3 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に県に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。